

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

父の死亡により支出した医療費、葬式費用

Q：私の父は、昨年脳卒中で倒れ病院に入院していましたが、年末に死亡しました。私は父の未払いであった医療費と葬式費用を支払いました。これらの費用は税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

A：

(1)医療費について

生計を一にする親族の医療費を支払った場合には、医療費控除の対象となり、医療費控除として所得から差し引くことができます。

医療費控除は、その年中に支払った医療費の金額が10万円（総所得金額等の合計額が200万円未満の場合は、その合計額の5%）を超えるときの、その超える金額をいいます。

よって、亡くなったお父さんとあなたが生計を一にしていたのであれば、あなたが支払った医療費はあなたの医療費控除の対象となります。

(2)葬式費用について

被相続人の債務で相続開始の際現に存するものは、相続財産から債務として控除されます。

したがって、被相続人が未払いであった医療費の金額は、債務控除の対象となります。

また、被相続人に係る葬式費用は、債務ではありませんが、死亡に伴う必然的な出費であることから、相続財産から控除されます。

葬式費用には、埋葬、納骨等に要した費用は含まれますが、香典返戻費用、墓地の買入費等は含まれません。

